

5 年 保 存
機密性 2
☑ ・ 無期限
平成 27 年 6 月 30 日から 平成 32 年 6 月 29 日まで

基安安発 0630 第 1 号
平成 27 年 6 月 30 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部 安全課長
(契 印 省 略)

手すり先行工法の積極的採用に関するリーフレットの手交について

足場からの墜落・転落災害の防止については、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 30 号。以下「改正省令」という。）が平成 27 年 7 月 1 日から施行されるところである。

については、平成 27 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 9 号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」の記の第 3 の 5 の（3）において指示されている、先行手すりの優先的措置に関する指導については下記のとおり行われたい。

なお、本件については本省監督課とも協議済みであることを申し添える。

記

1 監督指導、個別指導時

足場の組立て等を行っている建設現場等に対する監督指導については平成 27 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」により、個別指導、実地調査については平成 27 年 2 月 19 日付け基安 0219 第 1 号「安全衛生業務の推進について」によりそれぞれ指示されているところであるが、その際、組立て等を行っている足場（わく組足場及びくさび緊結式足場（一側足場を除く。）。以下同じ。）が、手す

り先行工法を採用していないものについては別添の専用リーフレットを手交すること。

また、上記以外の場合の建設現場等に対する監督指導、個別指導においても、設置されている足場が手すり先行工法を採用したものでないものについては専用リーフレットを手交すること。

いずれの場合も、組立て等を行っている、あるいは既に設置されている足場について、手すり先行工法を採用したものに変更するよう指導する趣旨ではなく、今後の取組を促すものであること。

2 足場に係る計画届の受理・審査時

労働安全衛生法第88条第1項に基づき届出がなされた足場に係る計画について、手すり先行工法を採用する計画でないものについては専用リーフレットを手交することとするが、これは届出がなされた計画の変更の指導に直ちに結びつくものではないこと。

足場の組立・解体中に墜落する危険を減らすための措置を積極的に採用してください

「労働安全衛生規則」で必要とされる墜落防止のための措置とは？

平成27年7月に施行された労働安全衛生規則第564条第1項第4号により、足場を組立て、解体、変更する際、足場材の緊結、取り外し、受け渡しなどの作業を行うときは、次の2つの措置が必要です。

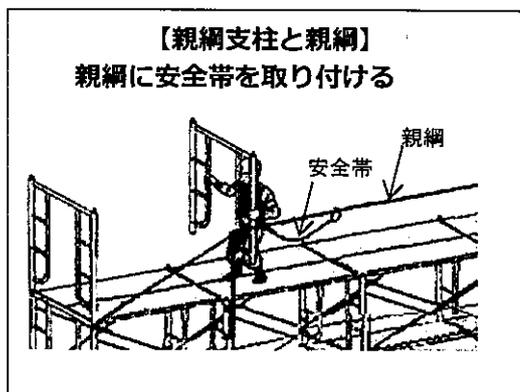
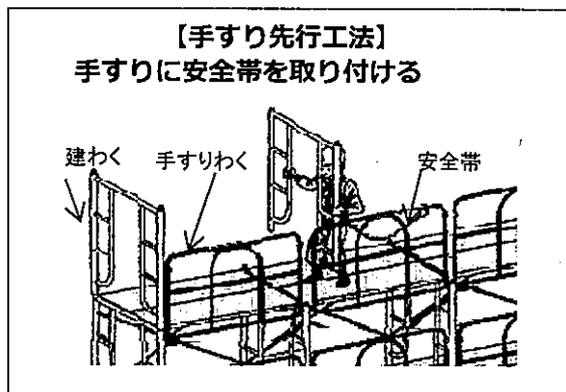
①幅40cm以上の作業床※1を設置すること、②安全带取付設備※2を設置し、労働者に安全带を使用させるか、これと同等以上の措置を講じること。

ここで、安全带取付設備には、手すり、手すりわくと親網が含まれます。また、建わく、建地、手すりなども利用することができる場合があります。

※1 狭小な場所など当該作業床を設けることが困難な場合を除きます。

※2 安全带を着用した労働者が墜落しても、安全带を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面などに達することを防ぎ、かつ、使用する安全带の性能に応じて適当な位置に安全带を取り付けることができるもののことです。

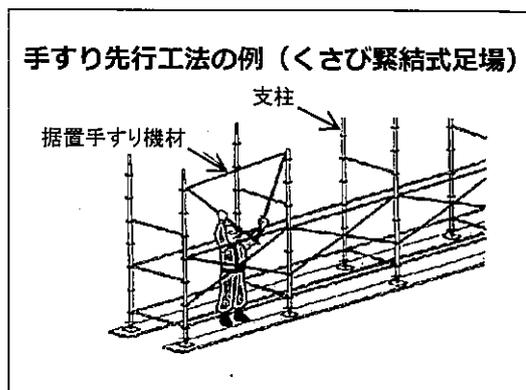
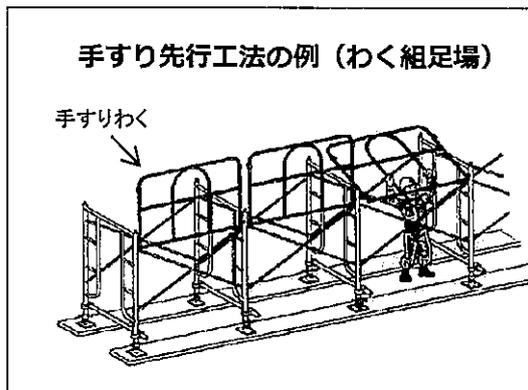
<安全带取付設備の例>



さらに、墜落の危険を減らすためには？

▶「手すり先行工法」など墜落の危険を低減させる措置を積極的に採用してください

組立て・解体時の墜落防止措置として効果の高い方法の1つが手すり先行工法です。足場の組立時作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりが残っている工法です。



厚生労働省では、「手すり先行工法等に関するガイドライン」を平成21年に策定し、手すり先行工法による墜落防止の措置の普及・定着に取り組んでいます。

詳しい情報は厚生労働省ホームページをご覧ください

足場からの墜落防止対策 強化

検索

